山梨県 CALS/EC 整備基本計画の概要

本県の目指す CALS¹/EC²とは

CALS/EC とは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、「従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務部門にまたがる情報の共有・有効活用を図るための仕組みである。」と定義されている。

山梨県 CALS/EC は、「情報技術を最大限に活用した業務の改善」をコンセプトに、本県で策定中の「電子自治体構築に向けての基本的方針」(仮称)で提言する業務改善とも密接に連携を図りつつ、IT技術を活用した公共施設のライフサイクル全般における情報の共有・有効活用を通じて、業務プロセスの抜本的見直しを図るための取り組みと位置づける。

CALS/EC 実現に向けた具体的な取り組みとしては、電子入札、電子納品、情報共有、情報公開などの各種システムの導入により、各段階で情報の電子化を行い、共有や交換、その有効活用を図ることにより業務の効率化・品質向上を行う。

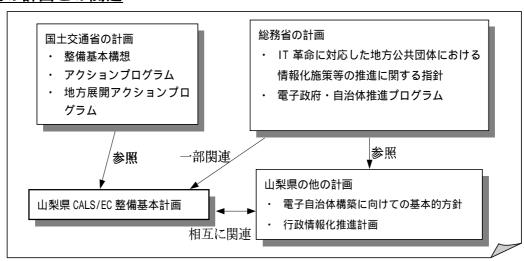
従って、単なる道具としてのシステム導入にとどまらず、外部への委託等を含めた総合的な業務の仕組みを改善する内容までを含むこととする。

計画の目的

本計画においては、山梨県としての今後の CALS/EC の整備目標を策定し、その実現のための整備項目を期間別に整理することにより、CALS/EC 整備基本計画として位置づける。

本計画は、山梨県及び県内市町村に対する CALS/EC の普及及び実現のための中心となる計画として位置づけ、他の関連する計画と相互に補完しながら、実現のための方策、基本スケジュールを定めることを目的とする。

他の計画との関連



目標と普及範囲

 $^{^1}$ CALS(Continuous Acquisition and Life-cycle Support): 部門間、企業間 において、設計から製造、流通、保守に至る製品等のライフサイクル全般にわたる各種情報を電子化し、技術情報や取引情報をネットワークを介して交換及び共有し、製品等の開発期間の短縮、コストの削減、生産性の向上等を図ろうとする活動。

²EC(Electronic Commerce):電子商取引。ネットワーク上で電子化された商取引を意味する。

対象期間		短期				
		(準備期間)	(展開期間)	(普及期間)		
		2003~2004 年度	2005~2007年度	2008~2010年度		
		(平成 15~16 年度)	(平成 17~19 年度)	(平成 20~22 年度)		
達成目標		・受発注者間の情報発	・行政内部の業務改革	・県全体における新たな		
		信体制の確立と実証	推進と県事業での建	公共事業執行システム		
		実験の開始	設 CALS/EC 完全実施	の確立		
16		・県公共発注部門の一	・県公共発注部門全体	・県公共発注部門全体		
普及範囲	発注者	部	・県内市町村の一部	・県内市町村全体		
	受注者	・実証実験に参加する 民間企業	・主要民間企業	・民間企業の大部分		

主要施策

- 山梨県における CALS/EC では、以下の 4 つの主要施策を実施する。
 - 1)電子入札:電子入札システムを用いて、一連の入札手続きをインターネット上で行う。
 - 2)入札情報サービス:公共調達の発注予定情報、発注情報、入札結果、契約状況 などの入札契約に関する各種情報をインターネット上で一元的に集約・公開する ことにより、応札希望者や県民がこれらの情報を検索・入手できるサービス。
 - 3)電子納品:今まで紙で納品された調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果(業務成果品、工事完成図書)を電子データで納品する。
 - 4)情報共有:発注者内部において蓄積された各種情報や、受注者と発注者間でやりとりされる。施工管理情報等をインターネットや共有サーバを介して交換・共有する。

期待される効果

主要施策に期待される主な効果について示す。

1) 電子入札

競争性の向上

入札に係わる一連の手続きが電子化され、インターネットを通じて処理が可能となることから、入札参加希望者はその都度発注者の元に出向かなくてよい仕組みとなり、入札への参加機会が増加し競争性が向上する。

事務の迅速化

入札参加希望者に対して通知・閲覧の必要のある書類等を電子的に提供することが可能となり、入札に係わる事務及びデータの重複入力作業などの煩雑な事務作業が軽減されるため、入札の事務効率、迅速化が図られる。 移動コスト縮減、作業時間の短縮

設計資料閲覧、入札参加、その他資料提出等に関わる移動行為が削減されることで、受注者側担当者の人件費、交通費等の経費が縮減される。

さらに、電子データとして配布された入札説明書などを活用することで、

書類作成作業が軽減され、受注者側担当者の人件費が縮減される。 透明性の確保

インターネットを通じて処理の過程が広く県民に公開されるシステムを 構築することにより、公共事業の受・発注手続きの透明性が確保される。

2)入札情報サービス

・透明性の確保、説明責任の向上

「入札契約適正化法³」などで規定された発注見通し、入札結果、指名理由、契約内容等の入札契約に関する全ての情報がインターネット上で閲覧可能となり、容易に必要な情報が入手可能となるため、県民も受注者と同一の情報を分け隔てなく入手できるようになることから、公共事業に関しての透明性の確保、説明責任の向上が図られる。

3)電子納品

省スペース化

従来の紙の成果物から、電子媒体(CD-R等)に変わることにより、成果品の授受が容易になり、また納品された資料の保管スペースが削減される。 業務の効率化

電子納品された情報をデータベース⁴等で一元的に管理し、利活用することにより、再入力によるミスを防ぎ、業務の各段階(計画設計・入札契約・工事施工・維持管理)での再利用が容易になり、品質の向上や業務の効率化を図ることができる。

4)情報共有

業務の効率化

工事施工中等に交わされる各種書類を電子化し共有化することで、資料 の送付や申請・承認にかかわる労力が軽減され、資料を必要に応じて迅速 で容易に検索・閲覧することが可能となるため、業務の効率化が図られる。 品質の向上

データの電子化により、伝達ミス・転記ミスを防ぐことができる。また、 蓄積されたデータを統合・整理することが容易になるため、新たな価値を 見いだすことができる等、品質の向上が期待される。

³ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律。

⁴ データベース:大量のデータを効率よく管理するためのソフトウェア。

年次計画(タイムスケジュール)のポイント

- ◆ 2005年度(平成17年度)電子入札開始(一部の事業から)。
- ◆ 2007年度(平成19年度)電子入札全面実施。

電子入札開始の時点で、受注者が発注者の元に出向く必要がなくなるよう、電子納品や 設計図書の電子配布、電子掲示板などを利用した質疑応答の実現を図るとともに、受注者 がその機能を利・活用できる技術向上などの普及啓発活動も併せて展開していく。

年次計画

実施項目を年度別に展開した、年次計画を次の表に示す。

表 整備項目実現のための実施項目(案)

		1		ノにめの夫心					
	実施項目		期	中期		長期			
大分類	小分類	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
		(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)
電子入札	システム設計・開発	設計	開発						
	電子入札コアシステム購入		購入	保守運用					
	試行運用		試行						
	本格運用			一部運用		本格運用			
	内部システムとの連携		実施						
入札情報サービス	システム設計・開発	設計	開発						
	試行運用		試行						
	本格運用			開始					
	内部システムとの連携		実施						
電子納品	試行運用	試行							
	本格運用		一部			全て			
	CAD 利用環境整備	検討	整備						
	保管管理システム設計・開発		設計開発						
	保管管理システム試行運用		試行運用						
	保管管理システム本格運用			本格運用					
	他システムとの連携		検討	実施					
情報共有	ハードウェアの整備	整備							
	システム試行運用	試行運用							
	システム導入		導入						
	システム本格運用			一部			全て		
	業務連携システム		設計	開発·試行	運用				
教育・普及	推進体制整備	強化							
	研修・講習会	開始		強化					
市町村支援	連絡協議会整備	強化							
	研修・講習会	開始		強化					
	システム共同利用・運営	検討					試行	運用	